

# 学びたいキミを応援します。

岩手県内の県立学校に通う生徒と保護者のみなさんへ

## 高等学校等就学支援金制度

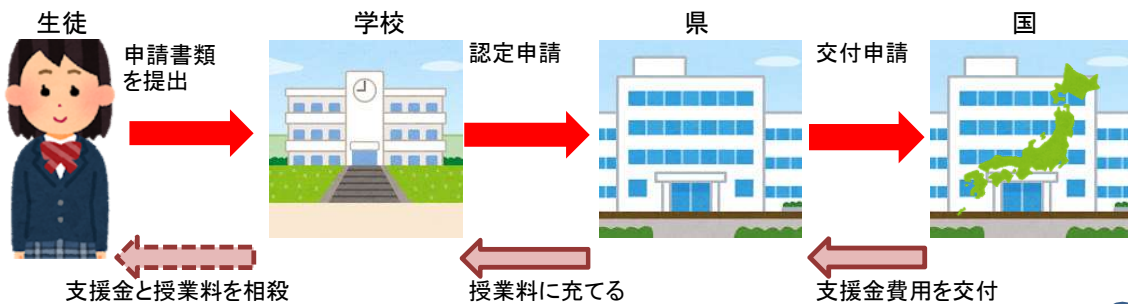
◎「高等学校等就学支援金制度」とは

**全国の約8割の生徒が利用している制度**で、就学支援金に認定されると県立高校の授業料（例：全日制課程 月額 9,900 円・年額11万8,800円）が無償になります。

◎支給対象になる・ならないにかかわらず、**全員手続き**をする必要があります。

◎スマートフォンやパソコンを使用し、**オンライン**で申請を行います。

◎令和5年度からは、**家計急変世帯への支援制度が拡充**されます。



## 年収の目安 約910万円未満の世帯が対象です！

※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。  
被扶養者の人数や各種控除等によって変わります。

### 【支給の判断基準】

保護者等の 市町村民税の課税標準額 ※ × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※生徒本人が早生まれ（誕生日が1.2~4.1の間）であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から33万円を控除して算定。

30万4,200円未満の場合

申請をして認定されれば、**授業料はいただきません。**

30万4,200円以上の場合

授業料をお支払いいただきます。

※支給の判断基準となる保護者等については、裏面をご覧ください。

※支給限度期間は最大で36月（定時制・通信制課程は48月）です。

入学時にオンラインによる申請と毎年7月に収入状況の確認をする必要があります。



申請時に、マイナンバーカード（通知カード）の写し等を提出していただければ、その後の在学中の手続きが省略できます。